

2 北体協発第 269 号
令和 2 年 7 月 20 日

出店業者 各位

公益財団法人北上市体育協会
会長 小田島 秀一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る出店の取扱いについて (通知)

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 10 日に、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部より示された「イベント開催制限の段階的な緩和方針」を踏まえ、当協会の令和 2 年度における出店に関しては下記のように取扱うこととしましたのでお知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから現時点での対応であることを申し添えます。

記

1. テナント登録申請について

テナント登録申請は 7 月 20 日 (月) より受付を開始します。登録を希望する出店業者の代表者はテナント登録申請書を当協会まで年間登録料 (3,000 円) を添えて提出してください。

2. 出店許可申請について

出店可能な大会・イベント等につきましてはテナント登録申請をいただいた出店業者に当協会よりご指定いただいた情報提供方法にてお知らせいたします。出店を希望する出店業者は出店許可願を当協会まで出店料 (3,000 円/日) を添えて提出してください。

3. 出店業者及び販売物の制限について

出店業者及び販売物に関しては当面の間、以下のように制限しますので、出店申請前にご確認いただきますようお願いいたします。

7 月 31 日まで	8 月 1 日 (土) から当面の間
<p>※岩手県内に本社もしくは支店、営業所を所有している業者に限る。</p> <p>(1) 衣類、アクセサリ、グッズ類などの物品</p> <p>(2) 写真撮影などのサービス</p>	<p>※東北 6 県に本社もしくは支店、営業所を所有している業者に限る。</p> <p>(1) 衣類、アクセサリ、グッズ類などの物品</p> <p>(2) 写真撮影などのサービス</p> <p>(3) 飲料(アルコール類を除く)の販売に限る。ただしビン・缶・ペットボトル等既製品のみとする。</p>

※状況に応じ、制限を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 出店時の留意点について

公益財団法人北上市体育協会が管理する体育施設において、出店をしようとする出店業者は以下のことに留意してください。なお、出店時であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分ではないと判断した場合、出店をお断りする場合があります。

- (1) 出店業者の代表者は、新型コロナウイルス感染防止のため自らが実施すべき事項をあらかじめ整理、計画し、代表者だけではなく、販売員や利用者等を含む関係者全員に感染防止に対する取組みを徹底させること。
- (2) 出店業者の代表者は、出店当日の販売員の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）等の情報を取りまとめて管理すること。感染者が発生した場合、岩手県及び北上市からの要請により情報の提出を求める場合があります。
- (3) 出店当日に販売員の体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、自主的に出店を自粛すること。その場合において、納付された出店料は原則返金しないものとする。
- (4) 出店位置は大会・イベント等の特性と感染防止策とを勘案して、当協会にて指定のうえ事前に通知することとし、出店業者はその指示に従うものとする。
- (5) 販売員はマスクやフェイスガード、手袋を必ず着用すること。
- (6) 出店業者は利用者が販売ブース付近において密な状態にならないよう誘導を行う販売員を、販売ブース前に配置することが望ましい。また、販売ブースには利用者が手指消毒を行えるよう、出店業者が持参した消毒液を必ず設置すること。
- (7) 出店終了後2週間以内に販売員等の関係者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、公益財団法人北上市体育協会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (8) その他の出店に関する事案は公益財団法人北上市体育協会テナント設置要綱に準ずるものとする。

以上

※ご不明な点は公益財団法人北上市体育協会施設係までお問い合わせください。

公益財団法人北上市体育協会 担 当 施設係 電 話 67-6720
